資料4

「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ」報告書（案）

平成２３年４月

目次

はじめに
第１章　我が国仏壇産業の現状と課題
　第１節　我が国仏壇産業を巡る市場の動向
　（１）市場規模及び消費動向の変化
　（２）輸入動向
　第２節　仏壇販売における課題
　（１）仏壇販売に関する消費者相談
　（２）仏壇販売における表示の現状
　（３）仏壇販売における表示ルールの必要性

第２章　仏壇販売における表示のあり方
　第１節　表示対象とする仏壇の範囲と表示項目
　（１）表示対象とする仏壇の範囲
　（２）店頭表示での表示項目
　（３）広告、仏壇本体の表示項目
　第２節　表面加工の表示
　第３節　唐木仏壇の材料の表示
　（１）木材と加工の組合せ表示
　（２）木材（唐木、銘木）の区分
　（３）唐木仏壇の正面表面材の表示
　第４節　金箔粉等の表示
　（１）金の純度による区分
　（２）金箔の種類
　第５節　産地表示

参考１　ワーキンググループの開催スケジュール
参考２　ワーキンググループ委員名簿
参考３　ワーキンググループにおける検討の経過
参考４　仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（案）

はじめに

近年、仏壇販売に関する消費者からの苦情が都道府県の消費者センターや消費者庁などに寄せられており、仏壇業界における販売の適正化や表示基準の明確化が急務となっている。

こうした中、平成２２年６月１７日、経済産業省から、全日本宗教用具協同組合及び全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会に対し、仏壇販売取引の公正化について文書で依頼がなされた。

仏壇業界としても、仏壇販売の適正化を図るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき「仏壇の表示に関する公正競争規約」を策定しようと積極的に取り組んできたところ、上述の経済産業省からの文書依頼を受け、取組を加速化した。昨年、仏壇公正取引協議会準備委員会を設置し、同年中には仏壇取扱事業者の過半数（小売額ベース）がこの動きに賛同し、参加している。

消費者利益を保護するとともに、仏壇販売を活性化するためには、仏壇販売における適正な表示の導入を推進することが不可欠である。

現在、仏壇公正取引協議会準備委員会では、公正競争規約案の検討をしている。表示のあり方に関する主な論点のうち、特に、①木材などの材質、木材・漆・金箔などの加工方法の表示、②国産／外国産の定義と表示　については、業界内で多様な意見がある。他方、これらの論点は、消費者の商品選択において、重要な判断材料となるものであり、適切な表示として統一されるべきものである。

こうした状況を踏まえ、「仏壇の表示に関する公正競争規約」における表示基準のあり方について、有識者を交え、幅広い見地から検討を行うため、平成２３年２月に「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会」（座長：山本　豊京都大学法科大学院教授）が設置された。

当該研究会の決定により設けられた「仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という）」では、研究会で提示された仏壇の表示に関する論点について、平成２３年２月より具体的な検討を行ってきた。ワーキンググループには、仏壇業界の小売事業者、卸売事業者、製造事業者に加え、消費者代表、木材に関する有識者らが参加し、それぞれの立場の知見をもとに活発に議論し、消費者が安心して仏壇を購入できるためには、どのような表示基準が望ましいかという観点で意見を集約した。本報告書は、これまでの議論をとりまとめたものである。

第１章　我が国仏壇産業の現状と課題

第１節　我が国仏壇産業を巡る市場の動向

（１）市場規模及び消費動向の変化

○　仏壇が家庭に普及するきっかけは、江戸時代の寺請制度であったが、高度経済成長以降の産業構造の変化によって、多くの都市生活者は頻繁に居住地を変え、地縁や寺院との関係が薄れることで檀家制度が失われ、これに伴い仏壇需要が大きく減少することとなった。さらに核家族化や居住空間の洋式化により、仏壇は簡素化、小型化が進み、仏壇の単価が下落することになり、仏壇産業は近年ますます厳しい事業環境にある。

○　商業統計によれば、宗教用具の国内販売額は、1994 年をピークに減少傾向にあり、2007 年には 2,628 億円となっている。宗教用具には仏壇、仏具、神具、線香等が含まれており、業界推計[1]では仏壇販売店の売上に占める仏壇本体の売上比率は約 50%とされていることから、2007 年の仏壇本体の売上は約 1,313 億円と推計される。

○　工業統計によれば、宗教用具の国内製造出荷金額は 1990 年の 1,299 億円をピークに減少傾向にあり、2007 年には 476 億円にまで減少している。

（２）輸入動向

○　仏壇単価の下落傾向は、海外製品の増加も要因のひとつとなっている。貿易統計によれば、輸入数量は 2002 年には 22.9 万本であったが、2006 年には 30.5 万本まで拡大している。仏壇の製造工程は、一部機械化が進んでいるが、研磨作業など労働力に頼る部分も多く、人件費が安価な中国などアジアへの製造移転が進んでいる。

○　ベトナム、インドネシア、タイといった木材の主要な供給地域からの輸入本数が減少傾向にあるなかで、中国だけは市場規模の縮小に比べて製造本数の減少があまり進んでおらず、2009 年の輸入数量のうち、79%が中国（20.5 万本）となっている。

第２節　仏壇販売における課題

（１）仏壇販売に関する消費者相談

○　消費者相談をとりまとめた消費者庁のデータベース（パイオ・ネット）や、社団法人日本広告審査機構（ＪＡＲＯ）に、仏壇の品質、広告内容等に関する相談が寄せられている。パイオ・ネットには、過去 10 年で

---

1 「活路開拓調査・実現化プロジェクト報告書」Ｐ7（平成 23 年 2 月）全日本宗教用具協同組合

1,422 件の仏壇に関する相談がある。

○ 相談内容の傾向については、ほかの商品でも見られる一般的な相談である「契約・解約」関連が 85.7%と割合が高いが、仏壇に特有の相談として、材質や産地に関する相談も寄せられている。（図表１）

○ 仏壇特有の相談の具体例としては、「高価な木材や天然木で作られていると説明されて買ったが、届いたものは合板に塗装したものだった」「国産の伝統的工芸品と説明されて購入したが、それに似せた外国産の大量生産品だった」などがある。（図表２）

図表１　（仏壇に関する消費者からの相談内容の傾向）

	分類	件数	割合	材質（内数）	産地（内数）
1	契約・解約	1218	85.7%	18	14
2	販売方法	408	28.7%	7	10
3	品質・機能・役務品質	341	24.0%	23	9
4	接客対応	245	17.2%	5	2
5	価格・料金	229	16.1%	7	0
6	表示・広告	81	5.7%	5	8
7	安全・衛生	31	2.2%	0	1
8	法規・基準	25	1.8%	1	1
9	その他	11	0.8%	0	0
	総数	1422		32	19

※複数の分類に該当する相談があるため、内訳の合計と総数は一致しない。

図表２　消費者庁データベース（パイオ・ネット）の相談例

- 2010/03　仏具店を営んでいる。マホガニーの材質の仏壇を紫檀と表示して売って良いとメーカーから言われたが不当表示ではと心配。
- 2010/02　５日間の展示会に出向き仏壇を購入。日本製だと思っていたが外国製だった。展示品と違い色ムラもある。解約したい。
- 2010/01　黒檀の仏壇を購入したが、前方にあるテーブルに水をこぼしてしまい、ふやけてきたので解体したら中が紙だった。
- 2009/12　仏壇の良いのを安くすると長時間勧誘されて契約。急かされて払ったが、名産地の商品だというのにその銘がない。不信。
- 2009/09　店舗に出向き、漆塗りと何度も確認して仏壇を契約。納品時再確認したら、漆塗りではなく、台に傷もついていた。納得いかない。
- 2009/06　１０年前に買った鉄刀木の仏壇。丈夫な品質のはずが、購入後４年目からあちこちが剥がれ落ち始めた。納得いかない。
- 2009/01　先月ネット上で仏壇業者を探し説明に来てもらい、購入。ムク材だというので購入したが扉だけだった。他の商品と交換してほしい。
- 2008/12　４年前、地元産地の仏壇と説明を受け、１００万円で購入した。１週間前、それに似せて作った仏壇と知った。返したい。
- 2008/11　母が購入したタガヤ製の仏壇は無垢材ではなく木材の柄の印刷物が張ってあるようだ。表示についての規制はないのか。
- 2008/08　３日間開催の展示会場で、タガヤサンで造られたと念入りに説明され仏壇を契約。受領後にタガヤサン調と言い直されたので解約希望。
- 2008/08　仏壇店によって仏壇の品質表示が違う。何を頼りに選択したらよいかわからない。法的な規制はないのか。
- 2008/07　屋久杉の総無垢と説明を受け購入した仏壇セット。経机の表面に２ミリくらいの板が張り合わせてある。総無垢とはいえないのでは。
- 2008/07　３週間前、伝統工芸品の仏壇との説明を受け購入した仏壇がそれに似せた大量生産品であることがわかった。解約したい。
- 2008/05　伝統工芸作家が制作と説明され契約した仏壇。先日納品されたが、作家名の記載が仏壇にも保証書にもない。この仏壇の信用性は。
- 2008/05　有名な店でそれなりの値段で買った仏壇にちょっとしたことでヒビが。販社と話し合ううちに中国産だと判明するが国産に変えて欲しい。
- 2008/05　５ヶ月前、店舗で７０万円の県内産仏壇を購入したが、実際は他の産地の仏壇であった。返品し返金を求めたい。
- 2008/03　勤務先の仏壇販売店が海外製品の仏壇を「自社製品」と表示して店頭に出している。問題表示については何処に言うのか。

（２）仏壇販売における表示の現状

○　仏壇に限らずすべての商品において、「販売商品の材質、品質や原産国を偽ることなどにより、不当に顧客を誘引し、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（不当表示）」を行うことは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という）により禁止されている。ほかに、「不正競争防止法」（昭和 51 年法律第 57 号）でも、商品の広告に原産地、品質、製造方法等で誤認させるような表示をすることで、他社の営業上の利益を侵害した者は、損害賠償の責めを負う。

○　また、一部の商品については、商品の特性に合わせ、他法令によってさらに表示規制が存在する。例えば、食品については健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）や食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、医薬品や化粧品については薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、たんすや椅子については家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）などが挙げられる。しかし、仏壇については、このような表示に関する特別の法令は存在しない。したがって仏壇という商品の特性や事情を踏まえた表示ルールが存在しないことから、販売店によって表示内容が大きく異なり、そもそも表示が行われていない販売店もある。

○　仏壇業界の分析[2]でも、「仏壇需要は死亡人口に比例するため、商圏ごとの需要数がほぼ一定であり、また平均単価が数十万円と高額商品であることなどから、同一商圏内における小売店間の販売競争は激しくなりがちである。そのため二重価格をはじめ、品質や原産地に関する不当表示、あるいは消費者に誤認を招きかねないようなセールストークなどが一部の地域、事業者で行われていることは否めない」としている。

○　表示内容が販売店ごとにばらばらであるうえに、そもそも表示が行われていない販売店も存在する状態では、一部の悪質な事業者に対して、景品表示法や不正競争防止法に基づき、不当表示行為を摘発しようにも、当該行為の検証が困難な状況である。

（３）仏壇販売における表示ルールの必要性

○　もともと仏壇は一般的に数十年に１度買う物であり、消費者は商品に関する知識をほとんど持っておらず、事業者と消費者で情報の非対称性が非常に大きい。消費者の仏壇に関する知見が深まりにくく、合理的な事業者比較が困難な中で、事業者にとって、品質、価格による公正な競争

[2]「活路開拓調査・実現化プロジェクト報告書」Ｐ6（平成 23 年 2 月）全日本宗教用具協同組合

に比べ、不当表示は小さなコストで売上の増加をもたらすため、競争事業者に同様の行為が広がりやすく、さらに周辺の事業者が同じことを行えば相殺により集客効果が薄れるため、その内容が次第にエスカレートし、再現なく広がっていくおそれがある。

○ このような不当表示を効果的に規制するため、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールを定め、それを自分も守れば他の事業者も守るという信頼を確立することにより、事業者間で不当な広告表示等がエスカレートすることのないようにするための制度として、「公正競争規約制度」がある。

○ 公正競争規約とは、景品表示法第 11 条の規定に基づき、事業者または事業者団体が消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて設定する商品等の表示方法に関するルールである。

○ 公正競争規約は、消費者の適正な選択確保と事業者間の公正な競争の確保の双方の観点を踏まえて消費者庁長官および公正取引委員会が認定するものである。このようなルールを策定し、厳正に遵守することによって、消費者による自主的かつ合理的な選択により資する表示が広がっていくとともに、このようなルールに基づいた表示やルールを遵守している事業者や業界に対する信頼感も増すという意義がある。仏壇販売の公正化による消費者の自主的かつ合理的な商品選択を促し、ひいては仏壇産業の健全な発展を実現するために有効な対策であり、早急に導入する必要があるといえる。

第２章　仏壇販売における表示のあり方

第１節　表示対象とする仏壇の範囲と表示項目

（１）表示対象とする仏壇の範囲

○ 我が国の仏壇は、大きくわけて、金仏壇と唐木仏壇に分けられる。金仏壇とは、黒の塗装色と金箔や金粉の黄金の輝きを特徴とする仏壇のことを指す。全国各地に江戸時代からの歴史を持つ金仏壇産地があり、経済産業大臣指定や都道府県知事指定の伝統工芸品になっている産地もある。（図表３（１））

○ 唐木仏壇は、伝統的な唐木材（紫檀、黒檀、鉄刀木など）や輸入銘木（メープルなど）、日本の銘木（屋久杉、欅など）を使用した美しい木目を生かした仏壇を指す。東京と大阪に都道府県知事指定の伝統工芸品がある。量産産地としては、静岡、徳島が有名である。（図表３（２））

○ 金仏壇、唐木仏壇はいずれも材質や製造工程が異なるため、消費者に正

確に、わかりやすく品質を伝えるためには、それぞれ別々の表示基準や表示項目を定める必要がある。

○　また、生活様式の洋風化・合理化に伴い、伝統的な仏壇の形状とは異なり、外見は一見家具のようなデザインを採用している「家具調仏壇」「新型仏壇」「都市型仏壇」と呼ばれる商品も普及しつつある（図表３（３））。仏壇販売市場では、すでにある程度のシェアがあることから、この家具調仏壇等も伝統的な仏壇に関する表示基準に準じて表示をすることが不可欠である。

図表３　仏壇の種類

（１）金仏壇　　（２）唐木仏壇　　（３）家具調仏壇

（２）店頭表示での表示項目

○　仏壇の流通・販売においては、販売店の店頭表示、仏壇本体の表示、広告やチラシの表示など、さまざまな表示対象が存在する。表示対象ごとに、適切な情報量を検討し、表示すべき項目を定める必要がある。

○　現在、多くの仏壇販売店では少なくとも店頭表示は行われているが、これまで統一的な表示基準が存在しないため、販売店ごとに情報量も表示内容もまったく異なる表示方法をとっている。ワーキンググループでは、今後の望ましい表示項目を検討するにあたり、現行の店頭表示の中で、一定以上の表示が行われており、消費者にとってわかりやすいと考えられる具体例（小売３社の例）を元に、店頭表示に最小限必要な事項は何かを議論し、意見を集約した。

【店頭表示の表示項目】（案）

（１）金仏壇
①商品名又は商標、②木地材料、③表面加工、④金箔粉等の種類、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格

（２）唐木仏壇
①商品名又は商標、②正面表面材、③芯材、④表面加工、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格
※②正面表面材については、台輪（上台輪も含む）、戸板、戸軸（大戸及び障子の軸部分）それぞれについて表示。

（３）その他の仏壇と称する商品（家具調仏壇など）
金仏壇、唐木仏壇に関する表示事項に準じた表示

- 特に、唐木仏壇の表面は、部分によって材料や加工が異なるので消費者にわかりやすいよう書き分ける必要がある。他方で、すべて書き出すのは煩雑で混乱を招くおそれがあるので、仏壇にとって重要な部分については最低限必要な表示箇所として指定することにした（図表４）。そのほかの部分は販売店ごとに任意で付加価値を訴求しても良い。
- 具体的には、さまざまな形の仏壇が販売されるなかで、すべての仏壇にほぼ必ず存在する部分のみ、最低限必要な表示箇所として考えると、「台輪」、「戸板」は家具調仏壇にも必ず存在する部分である。これに加え、戸軸の材質についても表示することが重要と考えられる。戸軸の材料や加工によって、数十万円から百万円以上まで価格が異なるからである。多くの販売店では、戸軸の材質について、店頭表示や口頭にて、消費者に対して説明を行っているのが現状である。
- 消費者のほとんどは、仏壇に関する基礎知識がまったくないので、購入にあたり、表示がないと何を質問してよいのかさえわからない。消費者の仏壇に関する理解を深め、商品選択の助けとなるような項目を表示することが重要である。他方で、表示項目が多すぎたり、詳細すぎてかえってわかりにくくなったりするのは避ける必要がある。こうした観点から、本案は、必要最小限の表示項目としつつも、表示部分を明確にする

ことで、表示されていない部分の存在をあきらかにし、消費者が任意で情報を得られるよう配慮したものである。例えば、唐木仏壇では、「正面表面材」と表示することで、正面以外の部分の材質に関して、消費者は関心に応じて販売店に問い合わせることができる。

○ なお、表示すべきとしている項目は必要最小限のものであることから、販売事業者は、消費者ひとりひとりの関心に応じてそのほかの項目についても積極的に品質に関する情報を示し、消費者の商品選択の助けとなるよう努めるべきである。

図表４　唐木仏壇の正面表面材で表示する部分

（３）広告、仏壇本体の表示項目

○ （未定）※第３回 WG で検討予定。

第２節　表面加工の表示

○ 仏壇は、たんすなどの家具製品と同様、表面に加工を施す。特に、黒の塗装色を特徴とする金仏壇では、伝統的に天然漆が使われてきたが、現在では合成漆と呼ばれるカシュー樹脂塗料や化学塗料も使われている。

漆とそのほかの塗料では価値が異なるため、表面加工で使用される塗料の種類について、表示する必要がある。

○ 塗料の種類については、「家庭用品品質表示法に基づく雑貨工業品品質表示規程（以下、「家表法雑貨工業品規程」という）」（平成２１年８月２８日改正）におけるたんすの表面加工の例を基本としつつ、仏壇では使用事例のない塗料を除いたものを案とした。

【金仏壇、唐木仏壇の主たる表面加工】（案）

区分（表示用語）	内容
漆仕上げ	漆を塗って仕上げたもの
カシュー仕上げ・（植物性）合成漆	カシューかく油等を樹脂化した塗料で仕上げたもの
ウレタン仕上げ	ポリウレタン樹脂塗料で仕上げたもの
セルロースラッカー仕上げ	セルロースラッカー塗料で仕上げたもの
ポリエステル仕上げ	ポリエステル樹脂塗料で仕上げたもの
オイル仕上げ	油性塗料を含浸させて仕上げたもの

注１　その他の塗料を使用した場合も上記に準ずる

注２　仏壇の扉を閉めた状態での正面全体の仕様を基準とする

○ 本案では、「漆仕上げ」と表示できるのは天然漆を使用する場合だが、複数種類の塗料を混合した場合の表示について、ワーキンググループで議論となったが、参考とした家表法雑貨工業品規程においても、漆の配合割合には特段の規定はないことから、これに倣い案のとおりとなった。なお、漆器業界では、「漆仕上げ」と表示してもよい場合について、漆の配合割合に関する技術的な運用方針を定めており、仏壇業界においても、これを参考とすることも一案である。

第３節　唐木仏壇の材料の表示

（１）木材と加工の組合せ表示

○ 唐木仏壇は、伝統的な唐木材（紫檀、黒檀、鉄刀木など）や輸入銘木（メープルなど）、日本の銘木（屋久杉、欅など）を使用した美しい木目を生かした仏壇である。したがって、唐木仏壇は表面材にどのような唐木

や銘木を使用しているか、その木材の種類によって、価格、品質、見た目の印象が大きく異なる。そのため、木材の種類をわかりやすく適切に表示する必要がある。

○ また、唐木仏壇の表面材は、無垢材が使用されているものもあるが、伝統的な唐木材等は非常に稀少価値が高く価格が高騰していることから、張り合わせ技術を駆使して木目を生かした複合材や、木質繊維板に木目の色を直接着色・印刷した加工材の使用が広く普及しており、外見では内部がわからない。したがって、消費者が内部構造の相違による価値の違いを理解できるよう加工方法も明示する必要がある。

○ 以上の背景から、唐木仏壇の材料のうち、特に表面材については、「木材」と「加工」の区分を組み合わせて表示する案が望ましいと考えられる。

（２）木材（唐木、銘木）の区分

ア．唐木の基準に関する文献等による学術的な分類

○ 唐木仏壇の表面材に使用される木材のうち、「唐木」について、代表的なものは黒檀、紫檀、鉄刀木などがある。（図表５）

○ 「唐木」の基準は、我が国において明治４５年に農商務省山林局が発刊した「木材ノ工芸的利用」（図表６）、２０００年に中国政府が定めた「紅木」（日本でいう「唐木」）の国家基準「国标红木 5 属 8 类 33 种木材」（図表７）の２つがある。

○ 「木材ノ工芸的利用」は、我が国の木材や銘木の利用について、成り立ちから最終利用に至る技術を総合的にとりまとめた公的な文献である。同書の附録　第七では唐木の定義について、「本邦ニ於テ唐木ト称スルハ従来清国人ノ輸入スル紫檀、黒檀、鉄刀木、紅木、花欄、白檀、沈香等ヲ総称ス」とある。そして、紫檀については、「紫檀ニハ紅木紫檀、紫檀、手違紫檀ノ三種アリ」とし、黒檀については、「黒檀ニハ本黒、新黒（縞黒）、青黒、斑入黒（薩黒）等アリ」としている。すなわち、紫檀と黒檀については、複数種類の木材が含まれるという見解を示しており、それぞれただ一つの樹種を示すものではないことがわかる。

○ したがって、唐木仏壇で使用される木材について、屋久杉やケヤキといった国産銘木については木材の種類や価値が明確であるのに対し、紫檀と黒檀についてはどの樹種が該当するのか必ずしも明確ではないので、区分する必要がある。しかし、「木材ノ工芸的利用」の発刊は明治４５年と大変古く、現在、我が国において唐木として流通している樹種のいずれが紫檀、黒檀に含まれるのかについては具体的に規定されていない。

○ 他方で、中国国家基準は２０００年に学術的な根拠をもとに中国政府が定めたものであり、現在流通している唐木や銘木について、広く規定する基準となっている。世界市場における唐木の消費地は、銘木への関心が高い中国が８割と言われており、銘木の流通がさかんな中国の国家基準は、仏壇の唐木に関する表示を決める際に参考とすることが有効であると考えられる。

図表５　唐木仏壇で使用される主な銘木

銘木	概要	
黒檀	【分類】カキノキ科 【産地】インドネシアをはじめとした東南アジアなど 【木目】黒い縞模様 【用途】欧州では細工物、ピアノ鍵、ブラシ柄、中国では箸、煙管、彫刻など	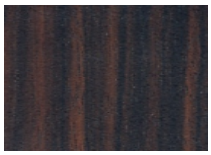
紫檀	【分類】マメ科 【産地】タイ、ラオス、ベトナムなど 【木目】赤みを帯びた木肌で、濃紫色、黒などの縞模様 【用途】床柱、床板、家具指物、楽器、仏具など	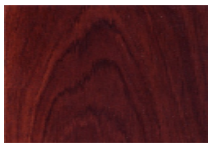
鉄刀木	【分類】マメ科 【産地】東南アジア 【木目】紫黒色、黒褐色で、規則的な淡色の縞筋 【用途】床柱、箸など	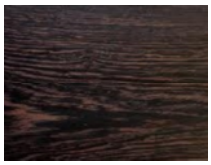
ケヤキ	【分類】ニレ科 【産地】北海道を除く日本、台湾、中国 【木目】淡い黄褐色から紅褐色 【用途】柱、梁、階段、天井など建築材、指物材、彫刻用材、たんすなどの家具、漆器の木地、造船など広範囲にわたる	
屋久杉	【分類】スギ科 【産地】鹿児島県屋久島 【木目】濃茶色、独特の芳香がある 【用途】天井板、たんす・テーブルなどの家具、盃など	

出典：「銘木史」 全国銘木連合会、「仏壇仏具ガイダンスVer2.0」仏事コーディネーター資格審査協会

図表６　「木材ノ工芸的利用」（抄）

「木材ノ工芸的利用」（抄）（明治４５年５月農商務省山林局 発刊）
～附録　特殊木材及竹材 第七 唐木及銘木 より抜粋

◆一．総説

本邦に於いて唐木と称するは従来清国人の輸入する紫檀、黒檀、鉄刀木、紅木、花欄、百檀、沈香等を総称す。銘木と称するものは唐木以外の外国産木材及本邦産木材中貴重なるものを総称す。

唐木	従来清国人の輸入する紫檀、黒檀、鉄刀木、紅木、花欄、百檀、沈香等を総称す
銘木（唐木以外の外国産木材）	チーク、マホガニー、グワヤツク、ツゲ等維新以降輸入し始められたるもの
銘木（本邦産木材中貴重なるもの）	くわ、神代すぎそのほかの神代木、けやきその他の杢板、つげ、薩摩すぎ、屋久すぎ、春日すぎ等貴重の木材

◆二．種類特質及用途

紫檀	・紫檀には紅木紫檀、紫檀、手違紫檀の三種あり。 ・紫檀はシャム及安南（ベトナム）より産す。シャム産は優等品にして木質最硬。安南産のものは木質軟にして皮目は赤色なるも心材は淡色なり。 ・紅木紫檀は主として英領インドに産す。略して俗にコーキという。
黒檀	黒檀には本黒、新黒（縞黒）、青黒、斑入黒（薩黒）等あり。
鉄刀木	安南（ベトナム）、シャム、フィリピン産最も優良なり。

図表７　中国国家基準

※中国では、２０００年に「紅木」（日本でいう「唐木」）の国家基準「国标红木 5 属 8 类 33 种木材」を設け、３３樹種を指定。

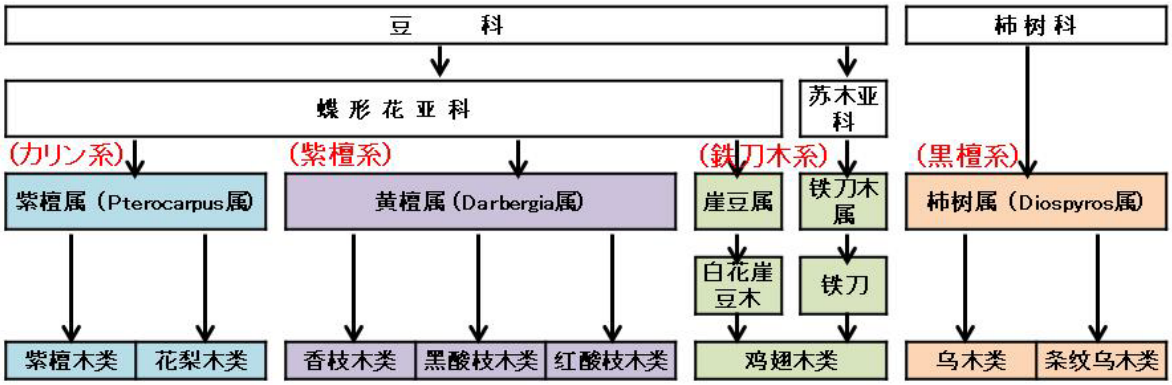

A1 檀香紫檀 Pterocarpus santalinus L. F.
レッドサンダル

B1 越柬紫檀 Pterocarpus cambodianus Pierre

B2 安达曼紫檀 Pteroearpus dalbergioides Benth.

B3 刺猬紫檀 Pterocarpus erinaceus Poir.

B4 印度紫檀 Pterocarpus indicus Wiild.

B5 大果紫檀 Pterocarpus macarocarpus Kurz
本カリン

B6 囊状紫檀 Pterocarpus marsupium Roxb.

B7 鸟足紫檀 Pterocarpus pedatus Pierre
ラオスカリン

c1 降香黄檀 Dalbergia odorifera T. Chen

D1 刀状黑黄檀 Dalbergia cultrata G3 rah.

D2 黑黄檀 Dalbergia fusca Pierre

D3 阔叶黄檀 Dalbergia latifolia Roxb
インドローズ

D4 卢氏黑黄檀 Dalbergia louvelii R. Viguier
マダガスカルローズ

D5 东非黑黄檀 Dalbergia melanoxylon Guili. & Perr
アフリカブラックウッド.

D6 巴西黑黄檀 Dalbergia nigra FrAllem
ジャカランダ

D7 亚马孙黄檀 Dalbergia spruceana Benth.

D8 伯利兹黄檀 Dalbergia stevensonii Tandl.
ホンジュラスローズ

E1 巴里黄檀 Dalbergin bariensis Pierre
チンチャン

E2 赛州黄檀 Dalbergia cearensis Ducke.
キングウッド

E3 交趾黄檀 Dalbergia cochinchinensis Pierre
バイオン

E4 绒毛黄檀 Dalbergia frulescens var. tomentosa Tndl.

E5 中美洲黄檀 Dalbergia granadillo Pittier

E6 奥氏黄檀 Dalbergia oliveri Gamb.
チンチャン

E7 微凹黄檀 Dalbergia retusa Hesml
ココボロ.

H1 非洲崖豆木 Millettia laurentii De Wild
ウエンジ

H2 白花崖豆木 Millettia leucantha Kurz(M. pendula Bak.)

H3 铁刀木 Cassia siamea Lam.
タガヤサン

F1 乌木 Diospyros ebenum Koenig
真黒

F2 厚瓣乌木 Diospyros crasstJlora l-liern

F3 毛药乌木 Diospyros pilosanthera Blanco

F4 蓬塞乌木 Diospyros poncej Merr.

G1 苏拉威西乌木 Diospyros celehica Bakh
スラウェシ.

G2 菲律宾乌木 Diospyros philippensis Gurke

凡例:

①区分:G1
②中国呼称:苏拉威西乌木
③学名:Diospyroscelehica Bakh
④日本呼称:スラウェシ

※分類は「国标红木5属8类33种木材」による。赤字は事務局で加えたもの。

イ．唐木市場における市場価格による分類

○ 「唐木」の基準については、上述のとおり、２０００年に学術的な根拠をもとに中国政府が定めた中国国家基準が参考となる。他方で、仏壇を購入する消費者の立場で見れば、学術的な樹種の違いによる品質だけでなく、木材の価格も重要な判断材料となる。仏壇の製造過程で使用される木材の価格が違えば、仏壇自体の価格にも影響があるはずだからである。

○ 我が国において、唐木仏壇や楽器等に使用される唐木について、現時点の市場価格をランク付けしたもの（図表８）を見ると、いずれも希少価値が高く、高額で取引されているものではあるが、樹種によって価格帯が大きく異なることがわかる。

○ しかも、紫檀、黒檀、鉄刀木のいずれかが特に高額なのではなく、「紫檀」として流通するもののなかでも、樹種によって価格帯が異なっている。例えば、「パイオン」と呼ばれるタイ・ラオス産の Dalbergia cochinchinensis、「インドローズ」と呼ばれるインド産の Dalbergia latifolia、「チンチャン」と呼ばれるミャンマー・タイ産の Dalbergia okiveri は、我が国で「本紫檀」や「紫檀」として流通しており、どれも高額ではあるものの、樹種によって数倍程度、価格に開きがある。また、学名が同じであっても、植林材は、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、銘木の商業取引においては、一般的に天然木よりも価値や価格が低い。

○ したがって、消費者が木材自体の価格の違いを理解しやすいように、学術的な根拠に基づく紫檀、黒檀、鉄刀木の区分に加えて、価格帯による区分を設ける必要があると考えられる。

図表８　主な銘木の市場価格と産地

市場価格	学名	通称、商業名	産地
AAAA	Dalbergia nigra	ブラジリアンローズ（ジャカランダ）	ブラジル
AAAA	Brosimum guianense	スネイクウッド	パナマ、スリナム
AAAA	Pterocarpus santalinus	レッドサンダルウッド	インド
AAA	Diospyros celebica	縞黒檀	インドネシア
AAA	Diospyros ebenum	真黒	インド、スリランカ
AAA	Dalbergia melanoxylon	ブラックウッド	アフリカ
AAA	Dalbergia cochinchinensis	パイオン	タイ、ラオス等
AAA	Dalbergia cearensis	キングウッド（パオヴァイオレッタ）	ブラジル
AAA	Dalbergia retusa	ココボロ	中米
AA	Dalbergia latifolia	インドローズ	インド
AA	Dalbergia louvelii	マダガスカルローズ	マダガスカル
AA	Cordia dodecandra	シャム柿	メキシコ
A	Diospyros celebica	カリマンタン黒檀	インドネシア
A	Dalbergia stevensonii	ホンジュラスローズ	中米
A	Dalbergia oliveri	チンチャン	ミャンマー、タイ等
A	Machaerium scleroxykon	ボリビアンローズ（モラド）	ボリビア、ブラジル
A	Cassia siamea	鉄刀木	インド、ミャンマー、タイ、インドネシア
A	Cordia gerascanthus	黄王檀	メキシコ
A	Pterocarpus macarocarpus	カリン	東南アジア
B	Dalbergia latifolia ※植林	ソノケリン	インドネシア
B	Milettia laurentii de wild	ウエンジ	アフリカ
B	Guibourtia pellegriniana	ブビンガ	アフリカ
B	Swartizia madagasearensis	パオロッサ	アフリカ
B	Platymiscium pinnatum	グラナディロ	メキシコ
C	Swartzia leiocalycina	ワマラ	ギアナ、スリナム

ウ．黒檀の分類

○ 伝統的に「黒檀」として取引されている樹木は、学名では「Diospyros（ディオスピロス）」カキノキ科カキノキ属の樹木で、世界中で約４８０種があり、種の違いや土地・気候条件によって樹木としての材質が異なる。このうち黒い縞模様の美しい特定の産地の樹木を総称して「黒檀」と呼び、我が国では古くから家具や工芸品の材料として珍重されてきた。

○ 戦前には、インド、スリランカ産のものがもっとも高級な「本黒檀」とされ、インドネシア　スラウェシ島産のものは「新黒檀」などと呼ばれていた。しかし、希少価値が高まるにつれ、戦後には縞模様の美しいスラウェシ島産が「本黒檀」とされ、インドネシアの他の島のものも黒檀として流通するようになった。

○ なお、原産国政府の規制により、一部樹種の伐採や輸出は制限されているが、規制導入以前に伐採されたものや風倒木は規制対象外のため、僅かではあるが、市場で高額で取引される場合がある。

○ ワーキンググループでは、このような背景と中国国家基準等による学術的な分類、市場価格を踏まえつつ黒檀の区分について議論し、（図表９）のとおりの案とした。

図表９　黒檀の区分案

区分	学名	通称、商業名	（参考） 産地	（参考） 市場価格
本黒檀	Diospyros ebenum	インド黒檀、真黒	インド、スリランカ	AAA
	Diospyros celebica	縞黒檀、 スラウェシ黒檀	インドネシア スラウェシ島	AAA
黒檀	Diospyros celebica	カリマンタン黒檀 アマラ黒檀 マルク黒檀	インドネシア カリマンタン島など	A

○ Diospyros ebenum（真黒）、インドネシアのスラウェシ産 Diospyros celebica（スラウェシ黒檀）は、中国国家基準でも「黒檀」に分類され、価格も高いため、特に価値の高い黒檀という意味で、「本黒檀」とした。

○ そのほか木材については、本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（Diospyros）であれば、黒檀として流通している実績がある場合、「黒

檀」の区分にいれてよいのではないかと考えられる。例えば、インドネシア産の Diospyros celebica（カリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀など）が該当する。

○ ほかに、アフリカ黒檀、ベトナム黒檀、カマゴン黒檀などが仏壇業界の一部で見聞きされるが、学名や価格帯が不明のため、仏壇業界での流通実態を確認したうえで、「黒檀」に含めるかどうか、慎重に検討すべきである（調整中）。

エ. 紫檀の分類

○ 伝統的に「紫檀」として取引されている樹木は、赤みを帯びた木肌で黒っぽい縞模様、油分を多く含むため磨くと美しい光沢がでる。また重量が大きく水に沈むという特徴がある。我が国では正倉院御物にある工芸品で多く見られ、古くから珍重されてきた。

○ このように、古くから工芸材料として使われてきた「紫檀」は、学名では「Dalbergia（ダルベルギア）」マメ科ツルサイカチ属の樹木であるが、日本では、明治 45 年以降、紫檀の範囲を公的に明確化したことがない。このため、近年流通している銘木のうち、何が紫檀に該当するかについて、現状、権威あるルールはないと考えられる。

○ 現在、仏壇業界ではタイやラオスの「パイオン」が「本紫檀」と呼ばれている。他方で、「本紫檀」は希少価値が非常に高い。そこで紫檀系の樹木として、同じ「Dalbergia」に属するタイ産の「チンチャン」やインド産ローズウッドをインドネシアで植林した「ソノケリン」が紫檀や紫檀代替材として流通している。

○ さらに、マメ科で属が異なるが紫檀と似た木肌を持つものとして、中南米産の「グラナディロ」「パープル」、アフリカ産の「ブビンガ」「パーロッサ」などを紫檀代替材としている場合もある。

○ しかし、「グラナディロ」「パープル」「ブビンガ」「パーロッサ」は、「Dalbergia（マメ科ツルサイカチ属）」ではく、中国国家基準で「黄檀」（日本でいう紫檀）に定義されていない。

○ ワーキンググループでは、このような背景と中国国家基準等による学術的な分類、市場価格を踏まえつつ紫檀の区分について議論し、図表１０のとおりの案とした。

図表１０　紫檀の区分案

区分	学名	通称、商業名	（参考） 産地	（参考） 市場価格
本紫檀	Dalbergia cochinchinensis	パイオン	タイ、ラオス	AAA
	Dalbergia retusa	ココボロ	中米	AAA
	Dalbergia latifolia	インドローズ	インド	AA
上紫檀	Dalbergia stevensonii	ホンジュラスローズ	中米	A
	Dalbergia oliveri	チンチャン	東南アジア	A
通称又は通称に続けて紫檀 例 パーロッサ 又は パーロッサ紫檀 （調整中）	Machaerium scleroxylon	パープル	南米	A
	Platymiscium pinnatum	グラナディロ	中米	B
	Guibourtia pellegriniana	ブビンガ	アフリカ	B
	Swartizia adagasearensis	パーロッサ	アフリカ	B
紫檀 （植林）	Dalbergia latifolia	ソノケリン	インドネシア植林	B

○　中国国家基準における日本でいう「紫檀」はマメ科ツルサイカチ属（Dalbergia）のものであり、本案ではこれらを「紫檀」としている。

○　さらに、紫檀のなかでも、価格が大きく異なる場合は、消費者にわかるようにする必要があると考え、Dalbergia cochinchinensis（パイオン）、Dalbergia retusa（ココボロ）、Dalbergia latifolia（インドローズ）は希少価値が特に高く、価格も非常に高いので、「本紫檀」とした。そして、Dalbergia stevensonii（ホンジュラスローズ）、Dalbergia oliveri（チンチャン）はパイオン等よりは価格が低いが希少価値が高く高額で取引されているので、「上紫檀」とした。

○　これまで、仏壇業界で紫檀あるいは紫檀代替材として使われてきた木材（例えばMachaerium scleroxylon（パープル/ボリビアンローズウッド）、Platymiscium pinnatum（グラナディロ）、Guibourtia pellegriniana（ブビンガ）、Swartizia adagasearensis（パーロッサ））は、マメ科ではあるが、ツルサイカチ属（Dalbergia）ではなく、中国国家基準でも唐木に該当しないため、「本紫檀」「上紫檀」とは何らかの区別が必要である（図表１１）。他方で、業界ではこれまでこれらを紫檀として使用して

いる例も多くあることにも配慮が必要と考えられる。そこで、通称名そのものを表示するか、または通称名と組合せ、例えば「パーロッサ紫檀」「グラナディロ紫檀」のように、「〇〇紫檀」と表示する案としている（調整中）。

〇 仏壇でよく使用されるインドネシア産植林の Dalbergia latifolia（ソノケリン）は、紫檀と同じマメ科ツルサイカチ属ではあるが、植林であるため、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、銘木の商業取引においては、伝統的な紫檀や銘木の天然木よりも価値や価格が低い。そのため、植林であることがわかるように「紫檀（植林）」としている。ただし、希少な銘木材の過剰な伐採を防止し、環境を保全する観点から、植林材の意義を消費者に働きかけていくなどして、木材を消費する業界として、環境保護の意識を高めていくことも重要である。

図表１１　マメ科植物の学術的分類

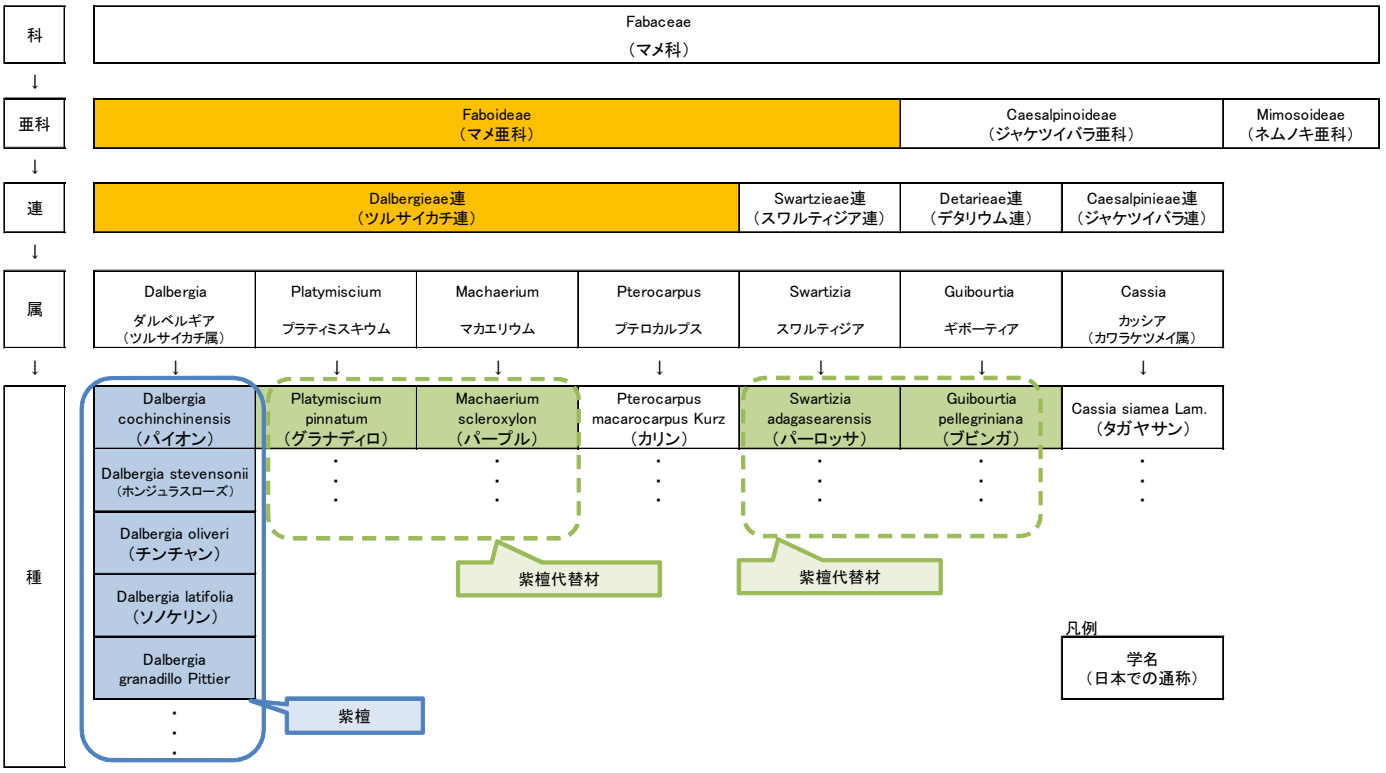

（３）唐木仏壇の正面表面材の表示

【唐木仏壇の正面表面材】（案）

「木材」と「加工」の区分を組み合わせて、台輪（上台輪も含む）、戸板、戸軸（大戸及び障子の軸部分）それぞれの正面表面材を表示するものとする。

	区分（表示用語）	内容　※（　）内は通称または商業名
木材	本黒檀	Diospyros ebenum（インド黒檀、真黒） Diospyros celebica（縞黒檀、スラウェシ黒檀）
	黒檀	Diospyros celebica（カリマンタン黒檀、マルク黒檀、アマラ黒檀）
	本紫檀	Dalbergia cochinchinensis（パイオン） Dalbergia retusa（ココボロ） Dalbergia latifolia（インドローズ）
	上紫檀	Dalbergia stevensonii（ホンジュラスローズ） Dalbergia oliveri（チンチャン）
	通称または通称に続けて紫檀 例：パーロッサ又はパーロッサ紫檀 （調整中）	Machaerium scleroxylon（パープル） Platymiscium pinnatum（グラナディロ） Guibourtia pellegriniana（ブビンガ） Swartizia adagasearensis（パーロッサ）
	紫檀（植林）	Dalbergia latifolia（植林）（ソノケリン）
	本鉄刀木、本タガヤサン	本鉄刀木、紫鉄刀木
	鉄刀木、タガヤサン	ウエンジ
	木材の名称	屋久杉、黒柿、シャム柿、欅・ケヤキ、槻・欅・タモ、楡・ニレ、黄檗・キハダ、栓・セン、梅檀・センダン、槐・エンジュ、黄王檀・キオウタン、桑・クワ、桜、胡桃、桐、檜、竹、その他の木材
加工	総無垢	無垢板のみのもの。無垢板を寄木にしたものを含む。
	厚板貼り	木材の無垢板（３ミリメートル以上の厚さの板）を芯材に貼ったもの。戸軸に限り、貼りつける芯材の側面の数ごとに、一方厚板貼り、二方厚板貼り、三方厚板貼り、四方厚板貼りとする。
	薄板貼り	木材の突板（０．１～０．８ミリメートル程度の薄さの板）を芯材に貼ったもの。
	調プリント紙	芯材に木材の模様を直接印刷したものまたは印刷したシートを貼り付けたもの。
	調着色	芯材に木材の色を着色したもの。

【唐木仏壇の正面表面材】（案）（続き）

注１　■ 表面材　□ 芯材

総無垢　四方厚板貼り　三方厚板貼り　二方厚板貼り　一方厚板貼り　薄板貼り

注２　「加工」がプリント紙、着色の場合は、「木材」は黒檀、紫檀、鉄刀木、木材の名称との組合せで表示するものとする。(例:「黒檀調プリント紙」、「紫檀調着色」)

第４節　金箔粉等の表示

（１）金の純度による区分

○ 仏壇の製造工程で使用される金箔粉等は、金の含有率（純度）によって品質が異なり、その品質によって価格が大きく異なる。そのため、金箔粉等の種類については、金の含有率による品質の差異がわかるように表示する必要がある。

○ 金仏壇で使用される金箔は、「四号色」（純度 94.43%）（図表１２）のものがよく使われている。これをもとに、純度が 94%以上のものを使用している場合のみ、「金箔（粉)」使用と表示することを可能とすることが妥当と考えられる。

【金仏壇の金箔粉等の種類】（案）

区分（表示用語）	内容
（本）金粉使用	純度 94%以上の金粉を使用したもの
（本）金箔使用	純度 94%以上の金箔を使用したもの
プラチナ箔（粉）使用	プラチナ箔・プラチナ粉を使用したもの
銀箔（粉）使用	銀箔・銀粉を使用したもの
パラジウム粉使用	パラジウム粉を使用したもの
金属箔（粉）使用	真鍮など金、銀、プラチナ、パラジウム以外の金属を主に使用したもの
金色塗料使用	金色の合成塗料を使用したもの

図表１２　金箔の種類と合金率（%）

	金	銀	銅	備考
五毛色金箔	98.91	0.49	0.59	伝統的な金箔では最も金純度が高い
一号色金箔	97.66	1.35	0.97	一般的に使われる金箔としては純度が高い。
二号色金箔	96.72	2.6	0.67	
三号色金箔	95.79	3.53	0.67	
四号色金箔	94.43	4.90	0.66	最もよく金仏壇に使われる金箔。
三歩色金箔	75.53	24.46	0	いわゆる 18 金と同等程度。

○ 金箔は、加工しやすいよう、銀や銅などをわずかに混ぜた合金であることから、一般にいう 24 金（純度 99.9%）のものは使用されていない。仏壇の金箔粉等の表示においては、「純金」という表現は、一般消費者から 24 金と誤認されるおそれがあり適切ではないことから、本案では「純金」という表現は採用していない。
○ また、大半が金以外の金属であるにも関わらず、金を少量混ぜただけの低い品質のものを「金」として表示することにより、実際よりも品質が優良かのように一般消費者に誤認させる行為を防ぐため、金の純度が 94%未満のものは、「金属箔（粉）」に該当する案とした。
○ なお、仏壇業界では慣習的に、この「金属箔（粉）」と比較して、「金箔（粉）」は金の純度が高いことから、本物の金を使用しているという意味で、「本金箔（粉）」という表現が使われてきた。こうした経緯をふまえ、事業者の任意で「金箔（粉）」「本金箔（粉）」のどちらかを選択できる案としている。

（２）金箔の種類

○ 金箔は、技法の違いによって縁付箔と裁切箔に分かれており、品質の相違を消費者に提供すべき情報として表示に反映することも考えられる。
○ しかし、縁付箔は伝統的な技法による価値の高い金箔ではあるが、ほかの表示項目でも技法に着目した表示区分は採用しておらず、また、仏壇全体の価値に影響する度合いはそれ程大きくないことから、縁付箔と裁切箔について区分する必要はないということとなった。なお、仮に縁付箔を使用している場合には、販売店で追加的に付加価値を訴求することは可能である。

第５節　産地表示

○　（未定）※第３回ＷＧで検討予定。

参考１　ワーキンググループの開催スケジュール

○第 1 回ワーキンググループ
日　時：平成 23 年 2 月 9 日(水) 16：00～18：00
議　題：表示項目、表面加工の表示、唐木仏壇の材料表示（一部）について

○第 2 回ワーキンググループ
日　時：平成 23 年 3 月 11 日(金) 14：00～16：00
議　題：唐木仏壇の材料表示、金箔粉等の表示等について

○第 3 回ワーキンググループ
日　時：平成 23 年 4 月 13 日(水)14：00～16：00
議　題：産地表示、積み残した課題の検討、研究会報告案について

参考２　ワーキンググループ委員名簿

岡田ヒロミ	消費生活専門相談員	
斉藤　叔雄	株式会社はせがわ	商品部部長
志村　幹彦	株式会社丸玄工芸	代表取締役社長
白井　　正	丸喜株式会社	取締役東京支店長
高木　博祥	ずゞや株式会社	取締役本部長
滝田　雅敏	株式会社滝田商店	代表取締役社長
稗田　正心	北三株式会社	銘木商材課長
保志　康徳	アルテマイスター	代表取締役社長
森　　正	株式会社森正	代表取締役社長
薬師神　裕	株式会社浜屋	営業部長
若林卯兵衛	株式会社若林佛具製作所	取締役会長

※敬称略、五十音順

参考３　ワーキンググループにおける検討の経過

※【　】内は発言者（小売：小売事業者、卸：卸売事業者、製造：製造事業者、伝産：伝統的工芸品製造事業者、消費者：消費者相談員、木材専門：木材取扱事業者、異議なし：事務局の提案に対し、委員から異議のなかったもの）

〇第１回ワーキンググループ

日　時：平成 23 年 2 月 9 日(水) 16：00～18：00

議　題：表示項目、表面加工の表示、唐木仏壇の材料表示（一部）について

1. 表示対象とする仏壇の範囲、表示項目について

・表示項目として製造事業者の商品名は必要ないのではないか。仏壇は小売店の仕様で製造委託している場合が多い。【小売】

・仏壇本体表示を行う者および本体に表示する責任者名を「製造事業者」に限定してしまうと、消費者からの問い合わせが地域の販売事業者ではなく、製造事業者、すなわち産地に集中してしまい、きめ細かい消費者対応ができなくなる。したがって、製造事業者に限定せず、取引の実態に応じた表示が可能となる「事業者」（製造事業者、輸入販売者、販売者のいずれかを指す）がよいのではないか。【小売、卸】

・仏壇を購入した消費者が、商品を識別するための商品名、製造や表示の責任者など問い合わせができる環境を確保することは重要。商品に責任を持つ「事業者」を適切に表示することは消費者と事業者のトラブル防止にもなる。【消費者】

・仏壇本体への表示の方法は、製造者、問屋、販売者が存在する仏壇業界の流通の実態を踏まえて、実現可能なものとすべき。例えば、本体に「タグ」のようなもので添付するようにできないか。【小売】

・他方で、消費者が商品に責任を持つ「事業者」にいつでも問い合わせできるよう、仏壇本体への表示事項が本体から容易に離れないようにする必要。【消費者】

・唐木仏壇の材料表示は、「主材料」ではなく、「表面材」のほうが消費者にとってわかりやすいのでふさわしい。【小売】

・仏壇本体、店頭表示、広告、チラシなど、さまざまな表示の対象がある。表示対象ごとに、適切な情報量を検討し、表示すべき項目を定める必要がある。消費者にとって重要な店頭表示の情報量を充実させ、仏壇本体、広告、チラシなどスペースが限られているものは表示項目をできるだけ簡素化するほうが現実的ではないか。表示しにくい方法を規約で決めてしまうと、協議会参加を表明している企業も参加しにくくなるのではないか。店頭表示でも難しい詳細な情報開示については、「仕様書」を別に作って消費者に渡すなど、実行できる情報提供の手段を考えた方が良い。【小売】

2. 表面加工の表示基準について

・表面加工における塗料について、漆とそのほかの塗料では価値が異なるため、明示することは必要。【異議なし】

・漆の中でも、国産と外国産では大きな価格差があるが、他方で、最近では国産の漆はほとんど使われていないため、漆の産地を書き分ける必然性はそれほど高くないのではないか。【異議なし】

・事務局提案の「ラッカー仕上げ」という表示は、仏壇においてはセルロース系ラッカー塗料しか使用しない。しかし、消費者はアクリルラッカーと誤認して、市販のアクリルラッカーで家庭において修理をしてしまい、かえって商品の価値を劣化させてしまう事例がある。取扱説明書などでの情報提供とともに、表示も「セルロースラッカー仕上げ」とするなど工夫が必要。【製造】

3. 唐木仏壇の表示基準（参考資料３）について

・仏壇は、正面から向かいあって使用するものであることから、仏壇の正面全体について、どのような材料を使用しているか表示することでよいのではないか。【製造、小売】

・これまでの一部の商習慣では、戸軸だけ、または戸板、戸軸、台輪の３カ所を基準に、表示名称を決めてきた。実際は、部分ごとに材料や加工方法が５通り程度にわかれる仏壇も存在する。これらをすべて分けて書き出すと、複雑になりすぎて、かえって消費者にとってわかりにくくなってしまうのではないか。【製造】

・仏壇は、扉を閉めた状態ではなく、扉を開いて使用するため、中の彫刻や棚についても、材料や加工方法の情報開示をすべきではないか。【小売、卸】

・近年では、昔のように仏間に仏壇を置くのではなく、家具調仏壇を中心に、リビングや寝室に仏壇を配置する家庭も増えてきている。この場合、仏壇正面だけではなく、側面も目につくことから、側面の情報も提供する必要があるのではないか。【小売】

・本日はさまざまな意見があったが、消費者にとってのわかりやすさ、適切な情報開示、店頭表示・仏壇本体など表示スペースの制約といった複数の観点で、バランスのよい基準とすることが重要。規約でルール化するのは必要最低限のものとすべき。産地ごとの特色として付加価値がある部分などは、追加的に任意でＰＲするのも一案。【小売、製造】

4. その他

・規約を作る場合に、現在の商慣行の見直しや、複数ある商慣習を統一することまで考えてしまうと合意できなくなる。現在の商慣行で問題がないものは、それぞれを認める前提で規約を作るべき。【異議なし】

・規約、施行規則では、細かい運用のすべてを規定できない。運用に必要な詳細ルールは、「ガイドライン」のようなものを別に作るべき。【異議なし】

〇第 2 回ワーキンググループ
　日　時：平成 23 年 3 月 11 日(金) 14：00～16：00
　議　題：唐木仏壇の材料表示、金箔粉等の表示等について

1. 店頭表示の表示項目について

◆店頭表示の表示項目について
・小売３社が実際に行っている店頭表示を元に、店頭表示に最小限必要な事項は何かを議論した。

・唐木仏壇の店頭表示の項目のひとつである「表面材」については、正面の表面材の材料等を表示するものなので、「正面表面材」としたほうが消費者から誤認を受けなくてよい。【小売】

・消費者のほとんどは、仏壇に関する基礎知識がまったくないので、購入にあたり、表示がないと何を質問してよいのかさえわからない。消費者が仏壇の理解を深め、商品選択の助けとなるような項目を表示することが必要。他方で、表示項目が多すぎたり、詳細すぎてかえってわかりにくくなるのは避ける必要がある。【消費者】

◆唐木仏壇の「表面材」の表示案について
・唐木仏壇の表面は、部分によって材料や加工が異なるので消費者にわかりやすいよう書き分ける必要。他方で、すべて書き出すのは煩雑で混乱を招くおそれがあるので、仏壇にとって重要な部分については最低限必要な表示箇所として指定し、そのほかの部分は小売店ごとに任意で付加価値をＰＲしても良いこととするのがよいのではないか。【小売、製造】

・近年、シンプルな仏壇が好まれる傾向にあり、欄間がない商品もある。様々なタイプの仏壇があるなかで、必ず存在する部分のみ、最低限必要な表示箇所としてはどうか。たとえば、台輪、戸板は家具調仏壇といわれる商品にも必ず存在する。【小売、卸】

・台輪、戸板に加えて、戸軸も仏壇の重要な部分と考える。戸軸の材料や加工によって、数十万円から百万円以上まで価格が異なる。小売店では、これまでもお客様である消費者に、戸軸の材質について、ネリ（一方、二方、三方、四方ネリ）、ハリの意味を丁寧に説明してきた。【小売】

・「ネリ（一方、二方、三方、四方ネリ）」というのは徳島産の仏壇で特有の加工の考え方。一部の産地の定義を標準化するのは慎重であるべき。【小売】
　他方で、国内産の唐木仏壇のうち、８割近くが徳島産であり、すでに全国でも使われている言い回しであることも事実。【製造】

・「台輪」には上部と下部があるが、産地によっては下部のみを「台輪」と呼ぶ。上部と下部両方を指すことを明確にする必要がある。また、「戸軸」は、大戸と障子に存在する部分である。大戸のみか、両方含むのか、明確にする必要がある。【小売、製造】

2. 金箔粉等の表示基準について

◆純度による表示区分について

・仏壇で使用される金箔粉は、伝統的な規格でいう「四号色」（純度９４．４３%）以上の純度のものがほとんど。これに満たない純度のものを「金」と表示することは、消費者は「金」より高い品質のものの存在を認識できないので、望ましくない。【伝産】

・金以外の金属に金を少量混ぜて「金」と表示する悪質な製法を防ぐためにも、「四号色」未満の純度の場合は、「金属箔（粉）使用」の区分に含めることでよいのではないか。【小売、卸、製造、伝産】

・「純金」というと消費者は２４金を想定するので誤認を与えるおそれがあるので避けるべき。金色塗料に対して本物であるという意味で、慣習的に「本金」という表現がある。「四号色」以上の純度のものは、「本金」または「金」と表示するのはどうか。【小売、製造】

・「四号色」を基準とすることは賛成だが、わずかに配合誤差が生じる場合があることを見込み、キリのよい９４%以上とするのはどうか。【卸】

◆技法による表示区分について

・金箔の技法の違い（縁付箔、裁切箔）について、縁付箔は伝統的な技法による価値の高い金箔ではあるが、ほかの表示項目でも技法に着目した表示区分とはしておらず、また、仏壇全体の価値に影響する度合いはそれ程大きくないため、区分した表示は不要ということでよい。縁付箔を使用している場合は、追加的にＰＲすることで良いのではないか。【異議なし】

3.唐木仏壇の表面材の表示基準について

・唐木仏壇は、木材の種類によって価格や品質が大きく異なるため木材の種類を表示すること、外見ではわからないため加工方法を表示することについて、異論はない。【異議なし】

◆黒檀と表示できる木材について

・真黒（学名（以下同じ）:Diospyros ebenum)、スラウェシ黒檀（Diospyros celebica）と呼ばれるものは、中国国家基準でも「黒檀」に分類され、価格も高いため「本黒檀」でよい。【異議なし】

・そのほか木材については、本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（Diospyros）であれば、黒檀として流通している実績がある場合、「黒檀」の区分にいれてよいのではないか。例えばカリマンタン黒檀（Diospyros celeboca）が該当する。【小売、卸、製造】

・ほかに、アマラ黒檀、アフリカ黒檀、ベトナム黒檀、カマゴン黒檀などが仏壇業界の一部で見聞きされるが、学名や価格帯が不明のため、仏壇業界での流通実態を確認したうえで、「黒檀」に含めるかどうか、慎重に検討すべき。【異議なし】

・本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（Diospyros）であれば、「黒檀」の区分にいれてよいのではないか。【小売、卸、製造】

◆紫檀と表示できる木材について

・中国国家基準における日本でいう「紫檀」はマメ科ツルサイカチ属(Dalbergia)のものであり、これらを「紫檀」としてはどうか。【異議なし】

・紫檀のなかでも、価格が大きく異なる場合は、消費者にわかるようにする必要。そこで、パイオン（Dalbergia cochinchinensis)、ココボロ（Dalbergia retusa)、インドローズ（Dalbergia latifolia）は希少価値が特に高く、価格も非常に高いので、「本紫檀」。ホンジュラスローズ（Dalbergia stevensonii)、チンチャン（Dalbergia oliveri）はパイオン等より価格は低いがやはり希少価値が高いので、「上紫檀」としてはどうか。【異議なし】

・これまで、仏壇業界で紫檀あるいは紫檀代替材として使われてきた木材（例えばパープル/ボリビアンローズウッド（Machaerium scleroxylon)、グラナデ

ィロ（Platymiscium pinnatum)、ブビンガ（Guibourtia pellegriniana)、パーロッサ（Swartizia adagasearensis)）は、マメ科ではあるが、ツルサイカチ属ではなく、中国国家基準でも唐木に該当しないため、「本紫檀」「上紫檀」とは何らかの区別が必要。【小売】

・他方で、業界ではこれまでこれらを紫檀として使用している例も多くあることにも配慮が必要。銘木ではあるので、「紫檀系銘木」と表示するのはどうか。もしくは、「本紫檀」「上紫檀」とは異なることを明示でき、かつ、消費者庁の認可も得られるような何らかの表示名を工夫できないか。【小売、卸、製造】

・仏壇でよく使用されるソノケリン（Dalbergia latifolia）は、紫檀と同じマメ科ツルサイカチ属ではあるが、植林であるため、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、伝統的な紫檀や銘木の天然木よりも価値や価格が低い。そのため、植林であることがわかるように「紫檀（植林)」としてはどうか。【異議なし】

・ただし、希少な銘木材の過剰な伐採を防止し、環境を保全する観点から、植林材は有用。日本でも杉や檜等を植林し、緑化に努めている。【卸売（開催後)】

○第 3 回ワーキンググループ

日　時：平成 23 年 4 月 13 日(水)14：00～16：00

議　題：産地表示、積み残した課題の検討、研究会報告案について

（未定）

参考４　仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（案）

（仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ　試案）

東北経済産業局での説明会（平成 23 年 1 月 7 日）で公表した規約、規則案に寄せられた意見と反映状況

番号	意見	修正内容	関連条項
1	本体表示の主体と表示する責任者名は、「製造事業者」ではなく「事業者」が望ましい。	本体表示の主体、責任者名、カタログの作成主体を「事業者」に修正。	規約4条 規約5条
2	販売店で本体表示できるように、ラベルではなく「タグ」の表示方法も追加すべき。	本体表示の方法に「タグ」を追加。	規則5条
3	金仏壇は、「材料」ではなく「木地材料」がよい。	金仏壇の「材料」を「木地材料」に修正。	規約4条 規則8条
4	金仏壇の「表面加工」は、唐木仏壇と同様に「正面」を基準とすべき。	金仏壇と唐木仏壇の「表面加工」を一本化。（当初案に戻す。）	規則9条 別表2
5	「品番」に違和感あり。（小売店としてはメーカーの品番の公開を避けたい。）	「品番」を削除。	規約4条 規則7条削 規則１４条削 規約7条（2） 規則28条
6	唐木仏壇の「主材料」は体積の大半であると誤認されるおそれ。	唐木仏壇の「主材料」を「表面材」に修正。	規約4条 規則１５条
7	仏壇は商品の回転率が低く、「長期在庫」がほとんどなので長期在庫について表示するのは適切ではない。	長期在庫品および荷ずれ品についての表示規定を削除。	規約9条（6） 規則４１条削
8	仏壇は他品種であるため、販売店では在庫数量が1つしかないことがよくある。販売数量を広告に記載することは現実的ではないのでは。	販売数量の記載に関する規定を削除。	規約１０条 規則４５条
9	表面加工の「ラッカー仕上げ」は、仏壇ではセルロース系ラッカー塗料しか使用しない。アクリルラッカーとの誤認を避けるため、セルロースと明示すべき。	表面加工の「ラッカー仕上げ」を「セルロースラッカー仕上げ」に修正。	別表2

10	唐木仏壇の「ネリ」の定義は、製材後研磨等を経て、3ミリ程度になることはある。また、上限を決める必要はないのではないか。	唐木仏壇の「ネリ」の定義におけるムク板を、「3ミリメートル以上の厚さの板」に修正。	別表5（1）
11	唐木仏壇の「ハリ」の定義は、技術向上で０．１ミリから存在する。最も厚いものでは０．８ミリのものもある。	唐木仏壇の「ハリ」の定義における突板を、「０．１～０．８ミリメートル程度の薄さの板」に修正。	別表5（1）
12	「金粉」には、金を使用しないものもある。	「金属箔」に「金属粉」を追加するため、「金属箔（粉）使用」に修正。	別表3
13	唐木仏壇の店頭表示の項目のひとつである「表面材」については、正面の表面材の材料等を表示するものなので、「正面表面材」としたほうが消費者から誤認を受けなくてよい。	唐木仏壇の「表面材」を「正面表面材」に修正。	規約4条 規則15条 別表5（1）
14	金以外の金属に金を少量混ぜて「金」と表示する悪質な製法を防ぐためにも「四号色」未満の純度の場合は「金属箔（粉）使用」の区分に含めることでよいのではないか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「●金箔（粉）使用」の欄を削除。	別表3
15	「純金」というと消費者は24金を想定するので誤認を与えるおそれがあるので避けるべき。金色塗料に対して本物であるという意味で、慣習的に「本金」という表現がある。「四号色」以上の純度のものは、「本金」または「金」と表示するのはどうか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「純金」を「（本）金」に修正。	別表3
16	「四号色」を基準とすることは賛成だが、わずかに配合誤差が生じる場合があることを見込み、キリのよい94％以上とするのはどうか。	金仏壇の「金箔粉等の種類」における「（本）金」の表示基準を「純度94％以上の金」に修正。	別表3
17	唐木仏壇の「正面表面材」は、部分によって材料や加工が異なるので消費者にわかりやすいよう書き分ける必要。仏壇にとって重要な部分（台輪、戸板、戸軸）についてそれぞれ材料と加工を表示するとわかりやすい。	唐木仏壇の「正面表面材」を表示する部分として、台輪（上台輪を含む）、戸板、戸軸（大戸及び障子の戸軸部分）を指定。一方ネリ～四方ネリは戸軸についてのみ表示。	規則15条 別表5（1）

18	唐木仏壇の「正面表面材」について、戸板、戸軸などで書き分ける場合、「総ムク」では違和感がある。	唐木仏壇の「正面表面材」について、「総ムク」を「ムク」に修正。これにより、「戸板　ムク」と表示が可能。	別表5（1）
19	真黒（学名（以下同じ）：Diospyros ebenum）、スラウェシ黒檀（Diospyros celebica）と呼ばれるものは、中国国家基準でも「黒檀」に分類され、価格も高いため「本黒檀」でよい。 そのほか木材については、本黒檀と同じカキノキ属カキノキ科（Diospyros）であれば、黒檀として流通している実績がある場合、「黒檀」の区分にいれてよいのではないか。例えばカリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀（Diospyros celeboca）が該当する。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「本黒檀」：インド黒檀（真黒）、縞黒檀（スラウェシ黒檀） 「黒檀」：カリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀 とする。	別表5（1）
20	中国国家基準における日本でいう「紫檀」はマメ科ツルサイカチ属（Dalbergia）のものであり、これらを「紫檀」としてはどうか。紫檀のなかでも、価格が大きく異なる場合は、消費者にわかるようにする必要。そこで、パイオン（Dalbergia cochinchinensis）、ココボロ（Dalbergia retusa）、インドローズ（Dalbergia latifolia）は希少価値が特に高く、価格も非常に高いので、「本紫檀」。ホンジュラスローズ（Dalbergia stevensonii）、チンチャン（Dalbergia oliveri）はパイオン等より価格は低いがやはり希少価値が高いので、「上紫檀」としてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「本紫檀」：パイオン、ココボロ、インドローズ 「上紫檀」：ホンジュラスローズ、チンチャン とする。	別表5（1）
21	これまで、仏壇業界で紫檀あるいは紫檀代替材として使われてきた木材（例えばパープル/ボリビアンローズウッド（Machaerium scleroxylon）、グラナディロ（Platymiscium pinnatum）、ブビンガ（Guibourtia pellegriniana）、パーロッサ（Swartizia adagasearensis））は、マメ科ではあるが、ツルサイカチ属ではなく、中国国家基準でも	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「名称未定」：パープル/ボリビアンローズウッド、グラナディロ、ブビンガ、パーロッサ とする。	別表5（1）

	唐木に該当しないため、「本紫檀」「上紫檀」とは何らかの区別が必要。		
22	仏壇でよく使用されるソノケリン（Dalbergia latifolia）は、紫檀と同じマメ科ツルサイカチ属ではあるが、植林であるため、つやがない、目が粗い、色味が違う等の理由で、伝統的な紫檀や銘木の天然木よりも価値や価格が低い。そのため、植林であることがわかるように「紫檀（植林）」としてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」について、 「紫檀（植林）」：ソノケリン とする。	別表５（１）
23	黒檀、紫檀の区分は複数にわかれているが、プリント紙や着色の場合には、紫檀の種類（本紫檀、上紫檀、紫檀（植林）など）を書き分ける必要はないのではないか。 また、例えば、「屋久杉着色」というのは、屋久杉に着色をしたかのような誤解を与えるため、「屋久杉調着色」のように「調」を加えてはどうか。	唐木仏壇の「正面表面材」に関する別表について、 ①プリント紙、着色の冒頭に「調」を追加。 ②注書きに下記を追加。 注２ 「加工」がプリント紙、着色の場合は、「木材」は黒檀、紫檀、鉄刀木、木材の名称との組合せで表示するものとする。（例：「黒檀調プリント紙」、「紫檀調着色」）	別表５（１）
24	唐木仏壇の正面表面材について、「ネリ」「ハリ」というのは消費者にとって馴染みがなくわかりにくい。名称から意味がわかるようにするべき。また、産地によって呼び名が異なることから、一部の産地の用語のみを採用するのは望ましくない。	唐木仏壇の「正面表面材」の注１について、 ムク→無垢 ネリ→厚板貼り ハリ→薄板貼り に修正。	別表５（１）

仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則
（仏壇産業の現状と今後のあり方に関する研究会・ワーキンググループ試案）

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
第１章　総　　則 （目　的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第 １２条第１項の規定に基づき、仏壇の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。 （表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は、次に掲げる事項を基本として、表示を行うものとする。 (1)　仏壇を取り扱う事業者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の正しい商品選択と商品の安定した使用が確保されるように努めなければならない。 (2)　仏壇は、消費者が長年にわたり精神の充足を求めるために使用するものであり、製造工程における技法や材料によって価値が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告その他の表示は厳に戒めなければならない。 （定　義） **第３条**　この規約において「仏壇」とは、一般消費者の用に供されるもので、仏像や位牌等を安置して礼拝するための壇であって、仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において規定する金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇をいう。	**第１条**　仏壇の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第３条第１項に規定する仏壇とは、以下に定めるものをいう。 (1)　「金仏壇」とは、別表１に規定する材料を使用し、表面を黒の漆等で覆い、内部の大部分に金箔粉等を施した仏壇をいう。 (2)　「唐木仏壇」とは、紫檀、黒檀、鉄刀木などの熱帯の木材、欅、屋久杉などの日本の木材又はそれらを模した別表５（１）に規定する材料を使用した仏壇（金仏壇を除く。）をいう。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
	2　前項に規定するもの以外のものであっても、その商品の呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用する場合（たとえば、「家具調仏壇」など）には、規約及び本施行規則（以下、「規則」という。）に準じた表示を行わなければならない。	
2　この規約において「事業者」とは、仏壇を製造し又は輸入して販売する事業者（以下「製造業者等」という。）及び仏壇を販売する事業者（以下「販売業者」という。）をいう。	**第２条**　規約第３条第２項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造委託した仏壇に自己の商標又は名称を表示して販売する者を含む。	
3　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する仏壇の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1)　商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示 (2)　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3)　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4)　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5)　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
む。） 4　この規約において「カタログ」とは、一般消費者が仏壇を購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。	**第３条**　規約第３条第４項に規定する「カタログ」には、「パンフレット」、「リーフレット」と呼称されるものを含み、新聞、チラシ等は含まないものとする。	
5　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、仏壇を適切に使用し保管するために必要な事項を記載したものをいう。	**第４条**　規約第３条第５項に規定する「取扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「御愛用の手引」等と呼称されるものを含む。	
6　この規約において「保証書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、自己の販売する仏壇について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して、主として無料修理する旨を記載したものをいう。		
第２章　仏壇の表示 （仏壇本体の表示） **第４条**　事業者は、自己の供給する仏壇の本体に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 (1)　金仏壇 ア　商品名又は商標	**第５条**　規約第４条本文に規定する仏壇本体の表示は、ラベル、塗装、刻印、タグ等により行うものとする。 **第６条**　規約第４条第１号アに規定する「商標」には、商標名に代えて識別機能を有する「愛称」を使用し表示することができる。	
	~~**第７条**　規約第４条第１号アに規定する「品番」とは、事業者が仏壇ごとに付している記号や番号（例えば「Ａ－１」、「ＢＤ－100」等）をいい、「型番」と呼称されるものを含む。~~	
イ　木地材料	第８条　規約第４条第１号イに規定する「木地材料」については、別表１で定める区分に従って表示するものとする。	
ウ　表面加工	**第９条**　規約第４条第１号ウに規定する「表面加工」については、別表２で定める区分に従って表示するものとする。	「漆仕上げ」と表示してもよい場合について、ガイドライ

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
		ン等を作成。
エ　金箔粉等の種類	**第１０条**　規約第４条第１号エに規定する「金箔粉等の種類」については、別表３で定める区分に従って表示するものとする。	
オ　原産国に関する表示	**第１１条**　規約第４条第１号オに規定する「原産国に関する表示」については、別表４で定める区分に従って表示するものとする。	
カ　外形寸法 キ　事業者の氏名又は名称及び住所	**第１２条**　規約第４条第１号カに規定する「外形寸法」については、仏壇の幅、奥行き及び高さをセンチメートル単位で順次列記するものとする。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス１センチメートルとする。	
(2)　唐木仏壇 ア　商品名又は商標	**第１３条**　規約第４条第２号アに規定する「商標」には、商標名に代えて識別機能を有する「愛称」を使用し表示することができる。 ~~**第１４条**　規約第４条第２号アに規定する「品番」とは、事業者が仏壇ごとに付している記号や番号（例えば「Ａ－１」、「ＢＤ－100」等）をいい、「型番」と呼称されるものを含む。~~	
イ　正面表面材	第１５条　規約第４条第２号イに規定する「正面表面材」については、台輪（上台輪も含む）、戸板、戸軸（大戸及び障子の軸部分）それぞれについて、別表５（１）で定める区分に従って表示するものとする。	
ウ　芯材	**第１６条**　規約第４条第２号ウに規定する「芯材」については、別表５（２）で定める区分に従って表示するものとする。	
エ　表面加工	**第１７条**　規約第４条第２号エに規定する「表面加工」については、別表２で定める区分に従って表示するものとする。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
オ　原産国に関する表示	**第１８条**　規約第４条第２号オに規定する「原産国に関する表示」については、別表６で定める区分に従って表示するものとする。	
カ　外形寸法	**第１９条**　規約第４条第２号カに規定する「外形寸法」については、規則第１２条の規定を準用する。	
キ　事業者の氏名又は名称及び住所		
（カタログの必要表示事項） **第５条**　事業者は、仏壇についてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。	**第２０条**　規約第５条本文に規定する仏壇のカタログの必要表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で明りょうに表示しなければならない。	
(1)　カタログを作成した事業者の住所及び氏名又は名称		
(2)　第４条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて		
(3)　カタログの内容についての照会先	**第２１条**　規約第５条第１項第３号に規定する「照会先」には、照会先の住所、氏名又は名称及び電話番号を記載するものとする。	
(4)　カタログの作成時期	**第２２条**　規約第５条第１項第５号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。 (1)「平成　年(又は20〇〇年)　月作成」 (2)「平成　年(又は20〇〇年)　月現在」	
(5)　運送、据付に関する事項	**第２３条**　規約第５条第１項第５号に規定する「運送、据付に関する事項」は、次の例により表示する。 (1)「このカタログに掲載されている価格には、運送料、据付料は含まれておりません。」 (2)「運送料、据付料については、販売店とよくご相談ください。」	
(6)　仕様変更に伴う断り書	**第２４条**　規約第５条第１項第６号に規定する「仕様変更に伴う断り書」は、次の例により表示する。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
	「商品の仕様は、改良の際予告なしに変更する場合があります。」	
（取扱説明書） **第６条**　事業者は、仏壇を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示した取扱説明書を交付しなければならない。 (1)　取扱説明書である旨及び仏壇を使用する前に必ず読むべき旨 (2)　取扱説明書を作成した事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号 (3)　使用及び保管に関する事項	**第２５条**　規約第６条第３号に規定する「使用及び保管に関する事項」には、使用上あらかじめ理解していることが必要な主要部分の名称及び機構、機能等についての説明を付記し、また手入れ方法、保管方法等についての注意事項を明記する。	
(4)　アフターサービス及び苦情処理に関する事項 (5)　その他必要事項 （保証書） **第７条**　事業者は、仏壇について保証書を作成する場合には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。	**第２６条**　規約第６条第４号に規定する「アフターサービス及び苦情処理に関する事項」には、一般消費者が事業者のアフターサービスを受け又は苦情の処理をしてもらうための手続並びに窓口の所在地、名称又は電話番号を記載するものとする。	
(1)　保証書である旨	**第２７条**　規約第７条第１号に規定する「保証書である旨」とは、「保証書」、「無料保証書」、「無料修理保証書」等の名称をいう。	
(2)　商品名又は商標	**第２８条**　規約第７条第２号に規定する「商品名又は商標」については、規則第６条及び第７条の規定を準用する。	
(3)　保証者の住所、氏名又は名称及び電話番号	**第２９条**　規約第７条第３号に規定する「保証者」とは、保証書の記載内容について最終的に責任を負う事業者について表示する。ただし、複数の事業者が共同して責任を負う場合は、その旨を明示するものとする。	
(4)　保証期間	**第３０条**　規約第７条第４号に規定する「保証期間」とは、無料修理等を行う期間の始期及び終期を次の	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
	例により表示する。ただし、部品により保証期間が異なる場合は、部分を明らかにしてその対象ごとに表示する。 (1)　始期及び終期の年月日を明記する方法 「平成　年（又は 20○○年）月　日より平成　年（又は20○○年）　月　日まで」 (2)　始期を特定した上で、始期より終期までの期間を明記する方法 「平成　年（又は20○○年）　月　日より　年間」 「購入又は納入日（平成　年（又は20○○年）月　日）より　年間」	
(5)　保証内容	**第３１条**　規約第７条第５号に規定する「保証内容」には、すべての部分について保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対象外となる部分を明確に表示しなければならない。	
(6)　無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号	**第３２条**　規約第７条第６号に規定する「無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号」は、あらかじめ受付窓口を特定できない場合は、記載欄を設け販売に当たって記載する方法を採ることができる。	
(7)　保証を受けるための手続	**第３３条**　規約第７条第７号に規定する「保証を受けるための手続」は、保証書の提示、故障箇所の修理の申出等、保証内容の給付を受けるに当たって一般消費者が行わなければならない事項を具体的に表示する。	
(8)　保証の適用除外に関する事項	**第３４条**　規約第７条第８号に規定する「保証の適用除外に関する事項」には、一般消費者が保証期間内であっても保証書に基づく無料修理を受けられない場合を具体的に表示する。	
(9)　保証を受けるための条件	**第３５条**　規約第７条第９号に規定する「保証を受けるための条件」には、例えば、次の事項が含まれる。 (1)　保証の有効な地域は日本国内	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
	に限られる旨 (2)　無料修理を行うため、当該出張に要した実費を消費者に請求する場合があるときはその旨	
(10)　その他必要事項	**第３６条**　規約第７条第 10 号に規定する「その他必要事項」には、例えば、次に掲げる事項をいう。 (1)　保証期間内に転居する場合等保証書の記入事項の変更が必要な場合の手続 (2)　保証書の発行によって購入者の法律上の権利が制限されるものでない旨	
(希望小売価格の表示) **第８条**　製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示するものとする。	**第３７条**　規約第８条に規定する製造業者等の希望小売価格の表示は、例えば、「メーカー希望小売価格××円」等と当該価格が自己の希望小売価格である旨を明りょうに表示するものとする。 なお、製造業者等が一般消費者に直接販売するものについては、希望小売価格の表示をしてはならない。 ２　前項の「希望小売価格」は、カタログ、希望小売価格表、値札票、広告等において表示することができる。 ３　製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、作成時期を明示しなければならない。	
(店頭等における必要表示事項) **第９条**　事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭又は展示場等に展示する仏壇には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 (1)　第４条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて	**第３８条**　規約第９条本文に規定する「明りょうに表示」するとは、当該商品に付着して表示し、又は当該商品の直近の場所に表示板を設定して表示するなど、当該表示が当該商品についてのものであることが明らかに分かるように表示することをいう。ただし、同一商品が二台以上展示され、一般消費者に他の商品と明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
(2)　販売価格 (3)　販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容	**第３９条**　規約第９条第１項第２号に規定する「販売価格」は、実際に販売しようとする価格を表示するものとする。	
(4)　運送料、据付料に関する事項 (5)　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額	**第４０条**　規約第９条第１項第４号に規定する「運送料、据付料に関する事項」は、その内容が同一である場合には一括して表示することができる。	
~~(6)　その他必要表示事項~~	~~**第４１条**　規約第９条第１項第６号に規定する「その他必要表示事項」は、展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示とする。~~	
２　訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。	**第４２条**　規約第９条第２項に規定する「表示」には、カタログ等文書による表示のほか、口頭による説明、勧誘等を含む。	
（広告における必要表示事項） **第 10 条**　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、仏壇に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1)　第４条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて	**第４３条**　規約第10条に規定する「その他の広告」とは、テレビ又はインターネットによる広告をいう。	
(2)　販売価格	**第４４条**　規約第 10 条第２号に規定する「販売価格」については、規則第３９条の規定を準用する。	
(3)　~~販売数量、~~販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨	**第４５条**　規約第 10 条第３号に規定する「~~販売数量、~~販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨」については、次により表示する。 ~~(1)　販売数量について~~ ~~ア　広告商品ごとに「販売数量○台」、「販売台数○台」、「○台限~~	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
	~~り」等と明りょうに記載するものとする。~~ ~~イ　連合広告（二以上の店舗が共同して同一の広告媒体により広告することをいう。）の場合にあっては、次の例により表示する。~~ ~~(ｱ)　広告商品について、各店舗ごとの販売数量を表示する。~~ ~~(ｲ)　販売数量が本部などで一括管理されている商品については、全店舗での総販売数量を記載することができる。ただし、この場合、当該販売数量が全店舗での総販売数量である旨及び当該商品の販売に関して一括管理している照会先を明記するものとする。~~ ~~(ｳ)　前記(ｲ)において、総販売数量が当該広告店舗数を下回る場合には、当該商品の展示店舗を明らかにして広告するものとする。~~	
(4)　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額	(1)　販売期間については、「○月○日から○日間限り」、「○月○日から○日まで」等と表示する。 (2)　販売の相手方については、例えば、「招待券持参者」等と表示する。	
~~(5)　その他必要表示事項~~	~~**第４６条**　規約第 10 条第５号に規定する「その他必要表示事項」は、展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示とする。~~	
（二重価格表示の制限） **第 11 条**　事業者は、仏壇の自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。 (1)　比較対照価格として製造業者等が付した希望小売価格、市価及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。 ~~(2)　展示品、旧型在庫品及び荷ずれ品の仏壇について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。~~	**第４７条**　規約第 11 条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 (1)　「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。 (2)　「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前８週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
(2)　比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。 (特定用語の使用基準) **第 12 条**　事業者は、仏壇の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)　完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、　「100 パーセント」、「万全」等全く欠けるところのない意味の用語は、施行規則で定めるところによる以外は、使用してはならない。 (2)　優位性、最上級等を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。 (3)　認定、推賞等を意味する用語 公共的機関その他の団体の認定、賞、推賞等を受けた旨を表示する場合は、その内容、期間及び団体名を付記しなければならない。ただし、公知のもので一般消費者に誤認されるおそれのないものにあっては、この限りでない。 (特定事項の表示基準) **第 13 条**　事業者は、仏壇に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)　写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等とその販売価格（希望小売価格を含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名又は商標とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。	**第４８条**　規約第 12 条第１号に規定する「完全を意味する用語」は、計測可能な条件を 100 パーセント満足させる場合に、その限りにおいて使用することができる。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
(2)　競合製品との比較表示 ア　外観、性能、取引条件等について、競合する製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。 イ　自社の既往製品との比較表示をする場合は、直近の製品との比較に限ることとし、自社製品との比較である旨及び比較対照する商品名又は商標を明示すること。 （不当表示の禁止） **第 14 条**　事業者は、仏壇に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)　規約第４条から第 13 条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (2)　特定商品にのみ適用する製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の商品のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3)　外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (4)　外国で製造した仏壇について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は国内で製造した仏壇について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (5)　「最高級」、「完ぺき」等の用語を第 12 条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (6)　自己の扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
奨等を当該商品について受けたものであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (7)　実際に販売する仏壇と異なる他の仏壇についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (8)　保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず、全体の保証であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (9)　保証書の保証期間又は保証内容が実際には個々の商品により相違があるにもかかわらず、全商品が同一の保証期間又は保証内容であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (10)　アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11)　表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、あたかも購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (12)　実際には表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかも表示価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (13)　割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、金利、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (14)　割賦販売の表示について、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
なし」と表示する等、実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (15)　他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の仏壇の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示 (16)　前各号に掲げるもののほか、仏壇の取引について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (おとり広告に関する表示の禁止) **第 15 条**　事業者は、広告、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。		
(1)　取引の申出に係る仏壇が実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合のその仏壇についての表示	**第４９条**　規約第 15 条第１号に規定する「実際には取引することができないもの」とは、広告、チラシ等に表示した商品について、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに 10 日以上の期間を必要とするため通常顧客が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。	
(2)　取引の申出に係る仏壇が実際には取引する意思がないものである場合のその仏壇についての表示	**第５０条**　規約第 15 条第２号に規定する「実際には取引する意思がないものである場合」とは、広告、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに顧客に対して見せない場合、広告、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘する等して当該商品の取引に応じない場合等をいう。	
(3)　取引の申出に係る仏壇の~~販売数量、~~販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその仏壇についての表示	**第５１条**　規約第 15 条第３号に規定する「~~販売数量、~~販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合」とは、規則第 45 条各号に規定する表示を行っていない場合をいう。	
第３章　公正取引協議会		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
（公正取引協議会の設置） **第 16 条**　この規約の目的を達成するため、仏壇公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 ２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。 （公正取引協議会の事業） **第 17 条**　公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1)　この規約の周知徹底に関すること。 (2)　この規約についての相談及び指導に関すること。 (3)　この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4)　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5)　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6)　一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (7)　不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。 (8)　関係官公庁との連絡に関すること。 (9)　会員に対する情報提供に関すること。 (10)　その他この規約の施行に関すること。 （違反に対する調査） **第 18 条**　公正取引協議会は、第４条から第 15 条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
2　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 （違反に対する措置） **第 19 条**　公正取引協議会は、第４条から第 15 条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し 50 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （違反に対する決定） **第 20 条**　公正取引協議会は、第 18 条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	ガイドラインなど
3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4　公正取引協議会は、第２項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （規則等の制定） **第 21 条**　公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。 2　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 3　公正取引協議会は、規約及び第１項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。 4　前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。 **附　則** この規約は、消費者庁及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第４条から第１０条の規定については、告示の日から起算して１年を経過した日から施行する。	**附　則** この施行規則は、消費者庁及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第５条から第４５条の規定については、告示の日から起算して１年を経過した日から施行する。	

別表１　金仏壇の木地材料

区分（表示用語）	材料
檜（ヒノキ）	檜、桧葉、米桧、米桧葉の木材料を使用したもの
杉（スギ）	杉の木材料を使用したもの
松（マツ）	松、紅松、姫小松の木材料を使用したもの
欅（ケヤキ）	欅の木材料を使用したもの
銀杏（イチョウ）	銀杏の木材料を使用したもの
南洋材または天然木材	アガチス、その他南洋材を使用したもの
北米材または天然木材	スプルース、その他北米材を使用したもの
天然合板	榀ベニヤ、ラワンベニヤ、その他木合板を使用したもの
木質繊維板	ボード、ＭＤＦ、その他繊維板を使用したもの

注１　表示用語、材料のいずれを表示してもよい

注２　複数の木地材料がある場合は、列挙する。

別表２　金仏壇、唐木仏壇の表面加工

区分（表示用語）	内容
漆仕上げ	漆を塗って仕上げたもの
カシュー仕上げ・（植物性）合成漆	カシューかく油等を樹脂化した塗料で仕上げたもの
ウレタン仕上げ	ポリウレタン樹脂塗料で仕上げたもの
セルロースラッカー仕上げ	セルロースラッカー塗料で仕上げたもの
ポリエステル仕上げ	ポリエステル樹脂塗料で仕上げたもの
オイル仕上げ	油性塗料を含浸させて仕上げたもの

注１　その他の塗料を使用した場合も上記に準ずる

注２　仏壇の扉を閉めた状態での正面全体の仕様を基準とする

別表３　金仏壇の金箔粉等の種類

区分（表示用語）	表示基準
（本）金粉使用	純度 94%以上の金粉を使用したもの
（本）金箔使用	純度 94%以上の金箔を使用したもの
プラチナ箔（粉）使用	プラチナ箔・プラチナ粉を使用したもの
銀箔（粉）使用	銀箔・銀粉を使用したもの
パラジウム粉使用	パラジウム粉を使用したもの
金属箔（粉）使用	真鍮など金、銀、プラチナ、パラジウム以外の金属を主に使用したもの
金色塗料使用	金色の合成塗料を使用したもの

別表４　金仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産　または　日本	材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、錺金具、塗り、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの８工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、金箔押、組立・仕上げの４工程すべて及び宮殿、彫刻、錺金具、蒔絵のうち１工程以上が日本で施工されたもの
海外（国内組立品）　または 海外（ノックダウン品）	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外　または 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注　本表に加えて、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものとする。

別表５（１）唐木仏壇の正面表面材

「木材」と「加工」の区分を組み合わせて、台輪（上台輪も含む)、戸板、戸軸（大戸及び障子の軸部分）それぞれの正面表面材を表示するものとする。

	区分（表示用語）	内容　※（　）内は通称または商業名
木材	本黒檀	Diospyros ebenum（インド黒檀、真黒） Diospyros celebica（縞黒檀、スラウェシ黒檀）
	黒檀	Diospyros celebica（カリマンタン黒檀、アマラ黒檀、マルク黒檀）
	本紫檀	Dalbergia cochinchinensis（パイオン） Dalbergia retusa（ココボロ） Dalbergia latifolia（インドローズ）
	上紫檀	Dalbergia stevensonii（ホンジュラスローズ） Dalbergia oliveri（チンチャン）
	通称又は通称に続けて紫檀 例　パーロッサ又はパーロッサ紫檀 （調整中）	Machaerium scleroxylon（パープル、ボリビアンローズウッド） Platymiscium pinnatum（グラナディロ） Guibourtia pellegriniana（ブビンガ） Swartizia adagasearensis（パーロッサ）
	紫檀（植林）	Dalbergia latifolia（植林）（ソノケリン）
	本鉄刀木、本タガヤサン	本鉄刀木、紫鉄刀木
	鉄刀木、タガヤサン	ウエンジ
	木材の名称	屋久杉、黒柿、シャム柿、欅・ケヤキ、榀・檜・タモ、楡・ニレ、黄檗・キハダ、栓・セン、梅檀・センダン、槐・エンジュ、黄王檀・キオウタン、桑・クワ、桜、胡桃、桐、檜、竹、その他の木材
加工 （注１の図解参照）	総無垢	無垢板のみのもの。無垢板を寄木にしたものを含む。
	厚板貼り	木材の無垢板（３ミリメートル以上の厚さの板）を芯材に貼ったもの。戸軸に限り、貼りつける芯材の側面の数ごとに、一方厚板貼り、二方厚板貼り、三方厚板貼り、四方厚板貼りとする。
	薄板貼り	木材の突板（０．１～０．８ミリメートル程度の薄さの板）を芯材に貼ったもの。
	調プリント紙	芯材に木材の模様を直接印刷したものまたは印刷したシートを貼り付けたもの。
	調着色	芯材に木材の色を着色したもの。

注１　■ 表面材　□ 芯材

総無垢　四方厚板貼り　三方厚板貼り　二方厚板貼り　一方厚板貼り　薄板貼り

注２　「加工」がプリント紙、着色の場合は、「木材」は黒檀、紫檀、鉄刀木、木材の名称との組合せで表示するものとする。（例：「黒檀調プリント紙」、「紫檀調着色」）

別表５（２）　唐木仏壇の芯材

区分（表示用語）	材料
天然木材	天然木
天然合板	ラワンベニヤ シナベニヤ その他木合板
木質繊維板	ＭＤＦ その他繊維板

注　表示用語、材料のいずれを表示してもよい

別表６　唐木仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産　または　日本	主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗り、組立・仕上げの５工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗り、組立・仕上げが日本で施工されたもの
海外（国内組立品）　または 海外（ノックダウン品）	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外　または 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注　本表に加えて、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものとする。